

株式交付に係る事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2025 年 9 月 30 日

サンワテクノス株式会社

令和 7 年 9 月 30 日

株式交付に係る事後開示事項

東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号
サンワテクノス株式会社
代表取締役 松尾 晶広

当社は、令和 7 年 7 月 24 日付で作成した株式交付計画書に基づき、令和 7 年 9 月 30 日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、株式会社エムテック（以下「エムテック」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。本株式交付に関する会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交付が効力を発生した日（会社法施行規則第 213 条の 9 第 1 号）

令和 7 年 9 月 30 日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 2 号）

(1) 会社法第 816 条の 5 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交付は、会社法第 816 条の 4 第 1 項及び第 2 項に定める簡易株式交付の要件を満たすため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 816 条の 6 及び第 816 条の 8 の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第 816 条の 6）

当社は、会社法第 816 条の 6 第 3 項に従い、令和 7 年 9 月 10 日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社であるエムテックの商号及び住所を電子公告の方法にて公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第 816 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する簡易株式交付の要件を満たすため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

ii. 債権者の異議（会社法第 816 条の 8）

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

101 株

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項第 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- (1) 当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により、本株式交付について会社法第 816 条の 3 第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主はおりませんでした。
- (2) 当社は、株式交付子会社であるエムテックの株式の譲渡人（4 名）との間で、本株式交付に関して、令和 7 年 8 月 12 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡契約を締結いたしました。
- (3) 当社は、本株式交付により、株式交付子会社であるエムテックの株式の譲渡人に対し、その譲渡するエムテックの普通株式 1 株につき 3266 株の割合をもって当社の普通株式を割当て交付いたしました。また、当社が割当て交付した当社の普通株式の合計は 329,866 株です。
- なお、当社は、令和 7 年 7 月 24 日付で有価証券届出書（参照方式）、並びに、同年 8 月 1 日付及び同年 9 月 2 日付で有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局に提出するなど、本株式交付に伴い必要となる金融商品取引法及び開示府令に基づく各種の開示及び募集手続の対応を行いました。
- (4) 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
- ① 資本金の額 金 0 円
 - ② 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額
 - ③ 利益準備金の額 金 0 円

以上